

(整理番号 0630)

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月22日(火) 9時00分～10時55分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>①54円の引き上げ(現行特賃に地賃の上昇率5.23%をかけたもの。)</p> <p>②51円の引き上げ(地賃の上げ幅50円に特賃の優位性で+1円としたもの。)</p> <p>③50円の引き上げ(歩み寄りで最終提示額としたもの。)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>①42円の引き上げ(歩み寄りで最終提示額としたもの。)</p> <p>②42円の引き上げ(変更なし。)</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表50円の引き上げ、使用者代表42円の引き上げを提示して膠着したため、公益委員見解として、労使の主張を尊重かつ全会一致を目指しつつ、物価高騰による労働者の生計費等への影響や本年の春闘妥結状況等も考慮する一方で、原材料費の高騰や円安による中小・零細企業の経営への影響等も考慮し、それらを総合的に勘案し、48円引き上げ、時間額1,064円を提示したところ、全会一致に至り結審となった。</p> <p>審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。</p> <p>審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。</p> <p>2 その他</p> <p>次回開催日を確認した。</p> <p>10月30日(水) 13:30～ 第5回栃木地方最低賃金審議会(部会報告)</p> <p>11月18日(月) 第6回栃木地方最低賃金審議会(異議審:予定)</p>						